

控訴の提起につき議会の議決を求めることについて

栗東市は、固定資産評価審査棄却決定取消請求事件の判決に対して、次のとおり控訴を提起する。

記

1 当事者の表示

控訴人

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市長 野村昌弘

被控訴人

滋賀県守山市石田町417番地3 ガーデンヒル1階

イズミ不動産株式会社

代表取締役 福江章典

2 控訴により変更を求める判決

上記当事者間の大津地方裁判所平成28年（行ウ）第19号固定資産評価審査棄却決定取消請求事件について、同裁判所が平成30年7月19日に言い渡した判決

3 控訴の要旨

大津地方裁判所平成28年（行ウ）第19号固定資産評価審査棄却決定取消請求事件の第一審判決において、訴訟の対象となった一部の土地について本市が行った評価が固定資産評価基準に従ったものとは認められず、評価額の決定に国家賠償法第1条第1項の違法性が認められるとして、原告に対し、平成28年度及び平成29年度の固定資産税及び都市計画税に係る過納額各1万6600円、不動産取得税に係る過納額2万3100円及び登録免許税に係る過納額1万3600円の合計6万9900円と各支払済みまで年5分の割合による金員を支払えとの判決を受けた。

本件訴訟において、本市はいずれの土地についても法令等に従って適正に評価を行っており、違法性はないと一貫して主張してきたところであり、これが認められなかった上記判決は承服しがたく、さらに上級審の判断を仰ぐため、控訴するものである。

4 控訴内容

以下の判決を求める。

- (1) 原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記取消部分に係る被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1審、第2審を通じ、被控訴人の負担とする。

5 管轄裁判所

大阪高等裁判所

6 控訴審判決の結果

必要がある場合は、上訴するものとする。

7 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。